

区分所有法 書面による決議 宅建 H21-13-2 <#716>

【問】 正誤をつけよ。

法又は規約により集会において決議をすべき場合において、これに代わり書面による決議を行うことについて、**区分所有者が1人でも反対するときは、書面による決議をすることができない。**

【答え】 正しい

≪ポイント≫ **書面又は電磁的方法による決議** 【宅建 ★基礎必須】

1 この法律又は規約により集会において決議をすべき場合において、**区分所有者全員の承諾**があるときは、**書面又は電磁的方法による決議**をすることができる。

3 この法律又は規約により集会において決議すべきものとされた事項についての**書面又は電磁的方法による決議**は、**集会の決議と同一の効力を有する。**（区分法 45 条 1 項、3 項）